

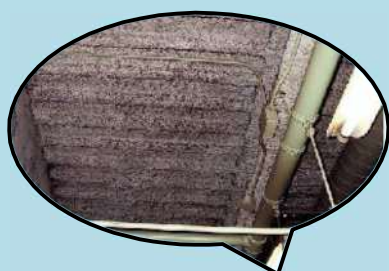
新宿区アスベスト対策費助成等のご案内

保温材、断熱材等
仕上げ塗材にも
調査員派遣します！

あなたの建物に アスベストが 使われていませんか？

アスベストの含有調査や吹付けアスベストの除去等を進めるため助成等をしています

建物のアスベスト対策を進めませんか？



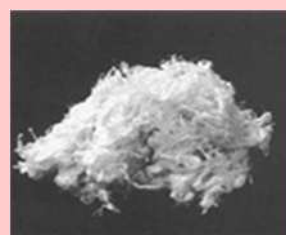
アスベストは、昭和31年から平成17年に建てられた建物に多く使われてきましたが、平成18年以降使用禁止となりました。使用されたアスベストの経年劣化や損傷、建築物の解体工事によりアスベストが飛散すると、健康被害が拡大するおそれがあるため、その対策が急務となっています。

区では、アスベスト対策として、建築物の所有者・管理者に吹付けアスベストに関する調査依頼及び安全化指導を行うとともに、既存建築物に存在する吹付けアスベストの除去等工事費の助成、含有調査についてアスベスト調査員派遣を行っています。ご所有の建築物のアスベスト対策を進めていただくよう、お願いいたします。

アスベストについて

アスベストとは？

アスベスト（石綿（せきめん、いしわた）とも言います。）とは、天然に産する繊維状の鉱物を綿のようにもみほぐしたもののことです。耐熱性、耐久性に優れているため、保温材や仕上げ塗材等の建築材料のほか、電気製品、自動車、家庭用品等の様々な用途に用いられてきました。



アスベストの危険性は？

アスベスト繊維は目に見えないくらい細く、軽いため空気中に飛散しやすく人が吸入すると「肺線維症（じん肺）」、「悪性中皮腫」、「肺がん」を引き起こす可能性があります。

建物のどのようなところに使われているの？

飛散性の高いアスベストは、天井裏、パイプスペース（P.S.）内の壁・柱・梁、機械室等に耐火被覆材、吸音材として使用されています。その他配管、煙突等の断熱材、仕上げ塗材にも使われています。

アスベストが使われている建材は、工法や材料の密度や軽さ等から、吹付け材、保温材、断熱材等、仕上げ塗材、成形板等に分けられます。

吹付け材	保温材、断熱材等	仕上げ塗材、成形板等
吹付けアスベスト 吹付けロックウール ひる石吹付け など	保温材 耐火被覆材 屋根用折板断熱材 煙突用断熱材 など	仕上げ塗材 スレート板 せっこうボード ロックウール吸音天井板 など
工事助成対象		調査員派遣対象

著しく高い

発じん性・飛散性

比較的低い

含有調査（アスベスト調査員派遣制度）

区が委託した調査員が対象建築物に直接訪問して建材を原則1か所採取し、アスベストがあるかどうかを分析調査します。 **点検口がない等の建築物の状況等により、対象外となる可能性があります。**

1 対象となる建材

吹付け材、保温材、断熱材等及び仕上げ塗材でアスベスト含有が疑われる建材。

スレート板、せっこうボード等の成形板等は対象外です。

2 対象となる建築物

平成18(2006)年8月31日に以前に建築された以下のすべてに該当する建築物

- (1) 対象となる建材が使用されているおそれがあること
- (2) 過去または現在において、新宿区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと
(是正指導等を受けている場合は、是正していること)

3 対象者

【個人の場合】所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または対象建築物に居住する者

【法人の場合】所有する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する者）

【区分所有の場合】分譲マンション等の管理組合の代表者（アスベスト調査員派遣を行うことについて、管理組合の総会の決議等により管理者として選任された者を含む）

4 調査員派遣の流れ

申請は建築物1棟につき1回限りです。
（吹付け材が使用されている建築物は、吹付け材1回、その他の建材1回です）

事前
相談

• お電話等で事前にご相談ください。必要書類等詳細をご説明します。

事前
訪問

• 事前確認が必要な場合、区の職員が対象建築物を訪問しアスベストが含まれている建材の有無を確認し、調査が必要な場合は申請となります。

申請

• 申請書に必要な書類を添付して提出してください（郵送可）。

派遣
決定

• 区は、書類審査の結果により派遣を決定します（決定通知を送付します。）。

調査員
訪問

• 区が委託した調査員が対象建築物を訪問し、検体を採取します。

分析
調査

• アスベストの有無を分析し、アスベストが含有されていた場合は含有量を分析します。

結果
報告

• 調査結果報告書が送付されます（検体採取から約1か月程度）。

除去等工事（吹付けアスベスト除去等工事費助成）

建築物の所有者が実施する吹付けアスベストの除去等の工事（除去・囲い込み・封じ込め）に係る費用に対し、区が助成金を支払う制度です。

工事業者との契約前に、助成金を申請し交付決定を受けることが必要です。

1 対象となる建材

アスベスト含有率が0.1%を超える吹付けアスベスト・吹付けロックウールのみ
その他の吹付け材、保温材や断熱材、仕上げ塗材、成形板等は助成対象外です。

2 対象となる建築物

平成18(2006)年8月31日に以前に建築された以下のすべてに該当する建築物
(1) アスベスト含有調査（定量分析）で対象建材があることを確認済の建築物
(2) 過去または現在において、新宿区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと
（是正指導等を受けている場合は、是正していること）

3 対象者

- 【個人の場合】所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または対象建築物に居住する者で、住民税を滞納していない者
- 【法人の場合】所有する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する者）
- 【区分所有の場合】分譲マンション等の管理組合の代表者（アスベスト除去等工事を行うことについて、管理組合の総会の決議等により管理者として選任された者を含む）

4 対象工事 下記の(1)～(3)のすべてに該当すること

- (1) 次のいずれかの除去等工事であること
 - ・ 除去：吹付けアスベスト等を取り除く工事
 - ・ 囲い込み：平成18年国土交通省告示第1173号第1項第1号に定める吹付けアスベスト等が添加された建築材料を被覆する工事
 - ・ 封じ込め：平成18年国土交通省告示第1173号第1項第2号に定める添加された吹付けアスベスト等を建築材料に固着する工事
- (2) 大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、石綿障害予防規則その他関連法令等に基づき適切に行う工事
- (3) 計画策定等を建築物石綿含有建材調査者が行い、計画に基づく現場体制に基づき実施する工事

5 助成内容

助成の対象となる費用

解体・改修（リフォーム）に伴ってアスベスト除去が必要となる場合、アスベスト除去に関する費用のみが助成対象となります。

- ・ 除去等工事の費用 仮設工事費、除去等工事費、除去アスベストの処分費等
- ・ 関連工事の費用 実施設計計画費、除去工事後の耐火被覆工事費、アスベスト濃度測定費

助成金の額

建築物等の用途	助成金の額
一戸建て住宅	(除去等工事費 + 関連工事費) × 2/3 (上限額 50万円)
分譲マンション、その他	(除去等工事費 + 関連工事費) × 2/3 (上限額 300万円)

消費税は助成金の対象外です。

助成額の算出は1棟の建築物を単位とします。

助成額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

新宿区の助成等（吹付けアスベスト除去等工事）

6 除去等工事費助成の流れ

申請は、建築物1棟につき1回限りです。

事前
相談

• お電話等で事前にご相談ください。必要書類等詳細をご説明します。

申請

• 必要な書類を添付して申請してください。

交付
決定

• 書類を審査し、助成金の交付又は不交付を決定します（通知を送付します）。

契約

• 交付決定日以降、業者と直接契約を交わしてください。

着手届

• 申請者は契約後、工事の着手届を提出してください。

調査
工事

• アスベスト除去等工事を実施してください。

交付決定後に内容の変更が生じた場合は、別途手続きが必要となります。

完了
報告

• 申請者は、工事終了後、完了報告をしてください。

区
検査

• 区の検査員が、工事の実施状況を確認します。

助成金
額確定

• 検査の結果を受け、助成金額を確定します（額確定通知を送付します）。

請求書
の提出

• 助成金の請求書を、区に提出してください。

助成金
交付

• 請求書に基づき助成金を支払います。

助成金の支払いは、申請者が全額支払った後に区から申請者へ支払う方法と、申請者が自己負担分の支払った後に区から業者へ支払う方法があります。契約前に業者と相談してください。

よくある質問

Q .平成17年までに建てられた建築物全てに、アスベストが使われている可能性はありますか？

A .飛散性の高い吹付けアスベスト等は、主に鉄骨造（S造）の建築物に柱・梁等の耐火被覆材として使用の恐れがあります。鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建築物にも機械室等の吸音・断熱材で使用されている場合があります。表紙の写真のような、もこもこした綿状のものが吹付けられている場合は、アスベストが含まれている可能性があります。

Q .アスベストかどうか見分ける方法はありませんか？

A .肉眼で見分けることはできません。専門の分析機関に依頼してください。

Q .アスベストにはいろいろな種類があると聞きました。支援の対象とならないものはありますか？

A .調査員派遣（含有調査）では、吹付け材、保温材、断熱材等及び仕上げ塗材でアスベスト含有が疑われる建材を対象としています。スレート板、せっこうボード等の成形板等は対象となりません。

除去等工事助成では、吹付け材を対象としています。吹付け材以外の保温材、断熱材、仕上げ塗材、成型板等は対象となりません。また、吹付け材でも「バーミキュライト（ひる石吹付け）」や「パーライト」等は対象にはなりません。

Q .すでに契約済み又は実施済みの除去等工事も助成の対象となりますか？

A .契約済み又は実施済みの場合には助成を受けることはできません。契約前に助成申請をし、交付決定を受けた場合のみ助成の対象となります。

Q .含有調査の結果、吹付けアスベストの含有が確認されました。どうすればいいですか？

A .アスベストの安全化対策をお勧めします。除去、囲い込み、封じ込めの方法があります。

除去では、吹付けアスベストを全て取り除き、非アスベスト建材に代替します。

囲い込みとは、吹付けアスベストの施工場所を非アスベスト建材で覆い、粉じんが室内へ侵入しないようにすることです。

封じ込めとは、固化剤により吹付けアスベストを固化し飛散しないようにすることです。

囲い込みや封じ込めは、除去に比べ比較的工事期間が短く工事費も安価ですが、将来の解体又は改修の際には除去工事が必要です。

除去



囲い込み



封じ込め



お問い合わせ先：新宿区都市計画部 防災都市づくり課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号（本庁舎8階）

電話 03-5273-3829 FAX 03-3209-9227

令和8年4月発行



区 HP はこちら